

届出フロー図

建築主等

東浦町

構想・計画（変更含む）

< 事前協議 >

事前協議書の提出

※景観計画区域内における行為届出書の提出を行おうとする日の30日前の日までに提出してください。

必要に応じて協議、調整、現地確認

事前協議確認書の交付

※事前協議の結果は、景観計画区域内における行為届出書の内容に適切に反映させてください。

景観計画区域内における行為届出書の提出

※提出後、原則 30 日間は行為に着手できません

東浦町景観計画の景観形成基準に適合しない場合

法及び条例の規定に基づき

- ・ 勧告（法第 16 条第 3 項）
 - ・ 変更命令（法第 17 条 1 項）
 - ・ 氏名等の公表（条例第 14 条第 1 項）
- が行われることがあります。

修正

適合の場合

届出行為の適合通知書の交付

届出行為の着手

届出行為の完了

景観計画区域内における届出行為完了届出書の提出